

---

プロジェクト 開示フレームワーク

項目 IASB 開示フォーラムのフィードバック文書について

---

## 概要

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、財務開示の利便性と透明性をどのように促進するのかに関して、作成者、監査人、規制機関、財務諸表利用者、そして IASB との間での対話を促進する目的で、2013 年 1 月 28 日にロンドンにおいて財務報告開示に関するディスカッション・フォーラム（以下、開示フォーラム）を開催した。

2. この開示フォーラムを受け、IASB は 2013 年 5 月 28 日にフィードバック文書（参考資料 1 及び 2）を公表した。本文書は、次の 4 つのセクションから構成されている。

**(1) The Discussion Forum** 【フィードバック文書原文 4～12 頁】

開示フォーラムにおける議論の概要説明

**(2) The IASB Response** （IASB の対応）【同 14～22 頁】

開示フォーラムでの議論を受け、今後 IASB が短期的又は中期的に対応することが求められるであろう項目の説明

**(3) Recent work already undertaken** （既に実施された最近の作業）【同 24～30 頁】

IASB 以外の諸団体（各国の会計基準設定主体、規制機関、会計士協会等）が、これまでに実施している、開示に関する作業（リサーチやディスカッション・ペーパーの公表）の概要説明

**(4) Survey** （調査）【同 32～40 頁】

IASB が開示フォーラムの開催に先立ち、開示に関する問題を把握するため、財務諸表の作成者および利用者に行ったアンケート調査の結果報告

3. 以下では、上記(1)及び(2)の内容に基づき、開示フォーラムにおける議論及び、今後 IASB がとるべき対応について概説する。

## 開示フォーラムにおける議論

4. 開示フォーラムにおいて、開示の問題が何かというはっきりとした合意には至らなかったものの、作成者にとっては開示に係る負担・コストが増大しており、投資家にとっては必要とする情報が開示から得られないという一般的な懸念が聞かれた。ただし、作成者も、投資家も財務報告は重要なコミュニケーション・ツールであり、作成者は自らのストーリーを伝えたいと考えており、利用者はそのストーリーを聞きたいと考えていることは明白であった。

5. 開示フォーラムにおける議論を通じて、IASB、作成者、監査人、規制当局、投資家（アナリスト）それぞれに、開示に関する問題を生じさせる原因があるという認識が共有された。

#### IASB の問題

6. IASB による基準設定の結果、次のような問題が生じていることが指摘された。
  - 基準が、企業が固有の状況の中でどのような情報が重要であるかを特定するためのガイダンスでは無く、開示の強制となっている。
  - IASB は新たな開示要求は迅速に設定するが、一旦開示要求が設定されると削除されることは稀であり、長年にわたり多くの開示要求が積み上がる結果になっている。

#### 作成者の問題

7. 作成者が財務諸表を作成する際の姿勢に関して、次のような問題が指摘された。
  - 一部の作成者は、財務諸表をコミュニケーション手段としてではなく、単に法令に従う（コンプライアンスの）ために作成しており、これが開示において決まり文句(boiler plate text)を過剰に使用することにつながっている。
  - 目的適合的な情報を開示しなかった場合のコスト（当局からのペナルティー等）が大きすぎることもあり、安易に大量の開示をしてしまっている。

#### 監査人及び規制機関の問題

8. 監査人及び規制機関の開示に関する姿勢に関して、次のような問題が指摘された。
  - 監査人及び規制機関は、コミュニケーションの観点を犠牲にして、法令順守に重点を当てており、それにより企業がチェック・リスト式に全ての要求事項を開示することにつながっている。
  - 規制機関が重要でない開示項目を省略した作成者に説明を求めること（遵守もしくは説明(comply or explain)アプローチ）が、重要でない情報の開示を誘引している。

#### 利用者の問題

9. 利用者は、企業が情報伝達を行う上でより良い方法を見出す手助けを行うというよりは、より多くの情報開示を求める傾向にあり、開示問題の解決には役立っていないとの指摘があった。

#### IASB の対応

10. 上記のように、開示に関わる各関係者が開示に係る問題の責任の一旦を負っているが、一義的には IASB がこれらを解決する立場にあるとの認識から、下記のような短期、中期的なステップを通じて問題に対処していくことが提案されている（これ

らのステップは公式には今後 IASB により公開の会議で議論した上で決定される)。

(1) 短期的対応

- IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の狭い範囲の修正 (2013 年後半)
- 重要性に関する教育マテリアル等の開発検討プロジェクト開始 (2013 年後半)
- 新規の公開草案における開示要求を規範性の低い文言とする

(2) 中期的対応

- 「概念フレームワーク」に関する作業と並行し、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の置き換え (本質的には開示フレームワークの作成) を目標とした調査研究プロジェクトを開始 (2013 年)
- 改訂後の「概念フレームワーク」を含め、前項の作業を踏まえた上で、すべての基準の要求事項の体系的な見直し

11. これらの短期的、中期的対応では、「重要性」、「現行の基準が判断を妨げているという認識」、及び「開示要求についてのより全般的な見直し」への対処を行う事が提案されている。

### 重要性

12. 開示の要否の判断に使用する重要性の問題には、次のようなものがあるとされている。

- 作成者、監査人、規制機関は重要性の概念を理解しているが、どのように適用すべきなのかに関して、さほど確信がない。
- 一部の基準の表現方法が、当該基準の要求事項が、企業は重要性のない情報を提供する必要はないという IAS 第 1 号の第 31 項の一般的な記述 (企業は「情報に重要性がない場合には、IFRS で要求されている具体的な開示を提供する必要はない」) よりも優先するよう見える。

13. 前者の問題に対処するため、IASB は監査人及び証券規制機関と密接に協力し、利用者、作成者、IASB、監査人、規制機関が重要性についての考え方を共有できるように、重要性に関する全般的な適用指針又は教育マテリアルのいずれかを作成するプロジェクトを開始することが提案されている。

14. 後者の問題に対処するために、最近の基準(例：IFRS 第 7 号「金融商品：開示」)に記載されている「開示が詳細過ぎることで有用な情報を覆い隠す可能性がある」といった記述を、IAS 第 1 号に追加することを検討することが提案されている。これは重要性の意味を変更したり解釈したりするものではなく、既存の IAS 第 1 号第 31 項の記述 (重要性のない情報は開示不要) がなぜ重要なのかを説明するもの

である。

15. 上記に加え、重要性に関して下記の点についても明確化することが検討課題とされている。
- 情報に重要性がない場合は、主要財務諸表での表示も、注記での開示も必要ない（主要財務諸表で重要性のないものを注記で開示するという誤解への対処）。
  - ある基準が要求している開示項目のうち個々の企業にとって重要でない項目は開示する必要ではない（財務諸表本表上で重要な項目に関連する基準の要求する開示項目は全て開示しなければならないという誤解への対処）。

#### 一部の現行の基準が判断を妨げているという認識

16. 作成者が開示の要否を判断しようとする際に、一部の現行の基準（主に IAS 第 1 号）がその判断の行使を妨げているとの意見に対処するため、以下の対応が検討課題とされている。
17. 表示順：IAS 第 1 号第 114 項で、表示の「通常」の順序は、会計方針の後に説明的な注記が続き、主要財務諸表に表示されている項目と同じ順序に従うものであると述べられていることにより、企業が説明的な注記を重要度の順に表示したり、関連する情報を一体化したセクションと一緒に表示したりすることが困難になっているとされている。このため、IAS 第 1 号を修正して、企業がもっと状況に即した全体論的な情報を提供することを容易にすることが検討課題とされている。
18. 会計方針：IAS 第 1 号は重要な会計方針のみならず、企業が行っているあらゆる活動についての会計方針を開示することを要求していると解釈する見解もあるため、IAS 第 1 号を修正して、会計方針を表示する方法に関してあまり制限的でないように見られるようにし、より重要な会計方針を財務報告書の中で強調することを容易にすることが検討課題とされている。
19. 表示科目、小計：IAS 第 1 号では、財務諸表上で企業が最低限開示すべき表示科目が具体的に示されているが、これが企業の個別の状況にフィットしない場合があるとされている（例えば、IAS 第 1 号では「売掛金及びその他の債権」を表示することとされているが、「売掛金」と「その他の債権」を別々に表示することが妨げられるとの解釈もある）。これに対処するため、使用しなければならない正確な用語（表示科目名）を明示するのではなく、いくつかの追加的な説明を、IAS 第 1 号の要求事項がどのように財務諸表を形成するように設計されているのかの例とともに加えることが検討課題となっている。
20. 純債務の調整表：純債務の調整表の開示を要求することが、過去 5 年に渡り投資者から IASB に対し要請されており、検討課題となっている。

#### 開示要求の全般的見直し

21. IASB は、現在、開示の原則を概念フレームワーク・プロジェクトの一環として検討中であるが、基準レベルでの作業を概念フレームワークが完成する（2015 年予定）まで待つとすると、既存の個々の基準における開示要求の見直しを少なくとも 2016 年まで遅らせることになる。このため、基準レベルの作業を加速化できる方法があるかどうかを検討することとされている。
22. 開示に関して、現在進行中の概念フレームワーク・プロジェクトは、ハイレベルの原則を記載する方向性であり、IASB が具体的な開示要求を開発する際に役立つように設計されることになる。具体的な開示要求の変更には、基準レベルの対応が必要であるとされている。
23. 財務諸表の表示に関しては、2010 年 6 月に中断された財務諸表表示プロジェクト（IAS 第 1 号及び IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の見直し）に寄せられていた大量のフィードバックを、現在進行中の概念フレームワークに関する作業や開示の活動から学んできたことを踏まえてレビューする。このレビューは、改訂後のプロジェクトの範囲を設定するのに役立つものとされている。その後、財務諸表表示プロジェクトを、「概念フレームワーク」に関する作業と並行して、IAS 第 1 号、IAS 第 7 号及び IAS 第 8 号を置き換える目的で、進めることができるかどうか、また、どのように進めることができるのかを検討することが提案されている。また、こうしたプロジェクトの結果は、実質的に、IFRS にとっての開示フレームワークとなり得るものとされている。
24. これらに加え、開示をより全体的な視点で見直す調査研究プロジェクトも今後 2 年間にわたり実施予定とされている（適用後レビューのプロセスに含まれるものもある）。このプロジェクトでは、IAS 第 1 号、IAS 第 7 号及び IAS 第 8 号以外の基準についても、基準間の表示・開示要求の矛盾点、重複を識別し、これらの文書化が実施される。

#### その他の論点

25. 上記の他に、開示に対する問題点改善に向けて、XBRL 等のテクノロジーの活用や小規模上場企業への対応、及び国際統合報告協議会による統合報告への取組みのモニターなどを行うこととしている。

以上